憲教類典

一〇五、一〇六

卯
合
66
1

憲教類典

五ノ十二上　金銀銭

卯
115
1

東京圖書館

冊	號	架	函	類	門
二五	一		卯		

五ノ十二上　金銀錢

慶長十一丙午年七月廿二日

定

下總國佐倉ゟ東ニ於て壹文錢ハ悉不可仕但ミゝ迄錢ハき錢新惡錢ハ撰可申事

右依相望之如先規申付訖若

於違背之輩者可處嚴科者也仍如件

慶長十一年七月廿二日

對馬守

大炊助

備前守

東京圖書館藏

明治三十 購求

ガラス使用

元和二丙辰年五月十二日
悪銭えらひ札

定

一 大かけ
一 われ銭
一 かたなし
一 古渡銭
一 新悪銭

一 右[illegible]銭
相定銭之外ハ[illegible]銭成とも納申[illegible]えらふ
つかひ金子壱両ニ壱貫文の売買たるへし
もし撰銭之外撰者[illegible]押[illegible]法ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]上貝[illegible]出可[illegible]
き者也仍所定之[illegible]如件

元和二年五月十二日

元和四戊午年二月十二日

覚

一御法度之外之銭出シ候者於在之ハ
如法定之以下ニ可撰事

一京銭前々法定之ことく金子壱両ニ四
貫文之売買ニ致へし若法度を
背高下之売買致候者有之ハ其売
買之銭金可為過料として双方より可取之
於隠し者當人於在之ハ其町并隣町より過料
として家一軒ニ百文宛可取之并其所之
代官為過料五貫文ツヽ之法度違可申
付者也

元和四年十二月十二日

寛永二乙丑年八月廿七日

定

一銭之売買金子壱両ニ付四貫文法定之上
若向後金子壱両ニ付壱貫文為過料可出
事

此旨を相背候て賣買仕り
おゐてハ見出し次第相背之方ゟ
うりかふ錢金一倍可出之者也

一 大かけ
一 われ錢
一 かたなし
一 土[illegible]錢
一 新錢
一 なまり錢

此六錢之外撰[illegible]撰候者又
其六錢を押る此方ゟ者訴ハ其
兩方ハ火印を捺へき事
於諸所可相守此旨若違犯之輩於有之ハ
其在所之代官并在所町中之年寄
御料所目付[illegible]文五外家一類まて可
又ハ可也見出於ハ[illegible]
御料[illegible]私領[illegible]可為越度之仍如件

寛永二年八月廿七日　奉行

寛永十三丙子年六月朔日

定

一 寛永之新銭并古銭取まぜ金子壱両ニ
四貫文勿論壱分ニても壱貫文宛買
可申候若違背いたし売手のもの買手のもの
仕候ハヽ双方より其賣買之
代一倍過料として可出之其町之年
寄ハ百疋其外は家一間より十疋宛
為過料可出之事

一 たとひわれかけなし
ころ銭あかゝね銭新悪銭
此外撰ニつゐてハ若撰者有之ハ銭をお
しつけふる者は其町ニ三日さらし
或ハ十日籠舎たるへし其町へも過
料以前之事

一 新銭江戸并近江坂本ニて被
仰付之間右両所之外一切不可鋳出し

ガラス使用

若違犯之輩有之ハ可為曲事者也

一 於寺社新儀之企 縦雖為以上雖有来悪党或乱気或殺害狼藉等ニ至てハ扱事

一 寺領社領之年貢収納等ニ至迄之他不及旨可有事

右條々堅可相守之者也仍執達如件

寛永十二年六月晦日　奉行

寛永十四丁丑年八月

御待所

水戸

仙臺

吉田

松本

高田

長門

伊勢

豊後
中川内膳領内

一　只今迄之銭　御停止ハ向後諸方へ渡り
可申候、買代物拘澤山濟させ平玉を切
撰銭玉ハ停定之ことく金壹両ニ
四貫文、壹分ニ壹貫文ツヽ押ハ積ニ
不可申背候

一　寛永之新銭、古之銭同前ニ使いさせ
可申事

一　諸請中ハ右聞之領内請手売所
ニ可被申付候事
寛永十四年丑八月

明暦元乙未年八月二日
銭壹貫之高札

定

一　寛永之新銭、金子壹両ニ四貫文、勿論壹
分ニ而壹貫文之壹貫、若於違背

寺院之売買仕におゐてハ自然有之
売買之一倍為過料可出之町
之年寄者百疋宛其外ハ院家一類
十疋ツヽ為過怠可出之事

一 右ニ付已後禁 かくれし 若違
新悪寺法外ニ不依構之其構而五
寺を押而法外ニ若在之或ハ
可取而三百日曝或十日ニ而可罷免所
之過料ハ前ニ同ル

一 新寺之儀何れの所ニ而も御免
て一切不可建立之若違犯之輩在
之者可為曲事者也

一 新寺之儀 御停止之上ハ縦令立来雖
為悪寺或私領或数寺等ニも不可
破却事

一 寺料私領共年貢収納等ニも先規
如往古之通可存其旨事

右之條々諸宗之寺院堅可守法度者也仍下知

ガラス使用

如件

明暦元年八月二日　奉行

寛文四甲辰年

覚

一　三万石ゟ四拾（百カ）九拾石迄

諸買物ニ而要文

買候新銭之事

金何毎相渡新銭何貫文請取申不定也

但壱両ニ付四貫文之直段之

寛文四年辰月日　（淡路　紀伊）連判

（日向守　先九太　下野守）渡辺大隅守殿

村越長門守殿

寛文九己酉年五月十二日

覚

一　新銭手形判形ニ之売買日限ハ来九十日

迄十八日迄之事

一 新銭本座にて請取候ハ此銀を来廿日
　ゟ廿三日迄之事
於江戸役人九千石迄之方買可被申者也
　寛文九年酉五月十日

寛文九己酉年三月廿日

覚

一 百石ゟ弐百九拾石余迄　　金四両
　但百石ゟ以下ハ百石之積可仕候書入ニ不及
　之沙汰事

一 三百石ゟ四百九拾石余迄ハ六両
　但此書入ニ不及之沙汰事

一 五百石ゟ九百九拾石余迄ハ八両

一 千石ゟ千九百石余迄ハ拾壱両

一 弐千石ゟ弐千九百石余迄ハ拾四両

一 三千石ゟ三千九百石余迄ハ拾七両

一 四千石ゟ四千九百石余迄ハ弐拾両
　是ゟ多く買候儀も不苦候ハ可為

右者之事、

金子何両ニ付新銭何貫文請取

申所実正也、但金壱両ニ付四貫文之

直段也

誰組

知行高

年号月日　　誰印判

宛所者町奉行当月之月番渡辺大

隅守

大御番衆

御書院御番衆

御小性御番衆

新銭裏判之儀ハ来月廿六日ゟ廿八日迄日々

町奉行所ニ而致之候、新銭買ニ参候者来

月三日ゟ五日迄之間、銀座町ゟ八ツ時迄之

罷出請取、新銭渡所者本町ニ而可請取

以上

寛文九年酉三月廿一日

延宝二甲寅年二月

定

一 寛永之新銭金子壱両ニ付四貫文切候壱分ニ壱貫文之両替ニ可致之若致違背高下之売買仕ニおゐてハ双方より其売買之一倍之料として可出之并其町之年寄ゟ之料皆足可外家主一類々搦足ニて可申者也

一 大かけ見れ候所ニ有之あり銭新悪銭其外撰銭之外ハ若撰者古銭を押ニ法ニ不背者ハ或ハ所ニ三日さらし或十日籠舎ニ可申付事

一 新銭之儀ハ以前の所ニ而も御免なくして一金ニて済也し若違犯之輩有之ニおゐてハ可為曲事新銭法御停止之上ハ或者取銭致候等ニても

右諸一切取扱ニ隠置へからす

一　御料私領共ニ年貢収納之時
灰吹銀不可遣旨事

一　今度金銀売買一切停止之上ハ自
然持来ル灰吹ハ為諸職人諸道具ニ
し其上ニて遣し候者有之者金
銀子并金銀ハ金座銀座江売へし
右対談候て為職人之外ハ売買有
へからさる事

右條々可相守也若違背之族おゐてハ
遂て可処厳科者也仍如件

延寳二年二月日

元禄八乙亥年八月廿日

覚

一　金銀極印古く成候ニ付て吹直し候
ニ付其上文字年号山之内金銀も多く
世間之金銀も次第ニ減し可申ニ付

金銀之位を直世間之金銀多く成候
ために候旨被　仰付候事
一 金銀吹直候ニ付世間之人々所持之
金銀ハ上へ取候ハ不残しハ
不残之金銀を吹直させ世ハ上ケて世間
ニ出し可申時請取可申事候 以上

元禄八亥年八月廿日

元禄八亥年九月廿八日

覚

一 此度金銀吹直被　仰付吹直り候ハ金銀
段々世間へ出候間方手金銀と以事
ニ而候古金銀不残吹替上を新金銀
之入交ニて方請取渡無滞
用可申上納金銀ニても右同前可申事
一 新金銀金座銀座ゟ出し世間之古金
銀とて引替候ハ右新金銀之歩数を増
差添可申事

ガラス使用

一金銀町人ニ手前ニ而引替成候者武家
方其外之金銀を勝手次第町人ニ而
替候而も賃引替一切可申事

但古金銀新金銀ニ引替候事
相定候者両替所之手前ニも右之法度者也

元禄八亥年九月廿八日

元禄八乙亥年十月

当分両替之為金銀銅山方より出候もの
遠慮ニ不及事ニ而金山銀山を出候
ハ其上ニも遠慮ハ相談之上にて可申
候様得其意可仕旨申達候

元禄九丙子年七月九日

覚

吹直金銀ハ世上手前之為ニ候得共ゝよし
所持之古金銀毎替候方ハ少々金貴
通用新金銀と引替可申候ニ付吹直

新金銀出来候上ハ古金銀通用可為
停止之旨ニ而ハ無之候得共意得違之もの有之候ハヽ吹銀
も吹直候旨ニ而前々之通可被心得候以上

元禄九子年七月九日

以上之写

此書付ハ先年如相触候京都大坂ハ勿論在
々ニ至迄急度相守可申候違背之者於有之ハ急
度御法度之旨急度可被仰付候者也

以上

元禄九丙子年七月

今度在々ニ而金銀吹直ハ坂家之外一切
金銀吹直并吹出候ハ自然脇ニて吹直
之者有之歟又ハ似せ金銀拵候もの
有之ニおゐてハ訴人ニ出へし縦ハ類た
りといふとも其科を免し急度御褒美
可被下之若隠置他より露顕ニおゐてハ

ハ若隠置候ハヽ外より訴出たるにおゐて
ハ本人及諸親類家不残として可為曲事
者也

元禄九子年七月

元禄十丁丑年四月廿二日

金銀吹直有新金銀と引替事ハ
只今迄ハ代官私領ハ地頭より申付
両替屋ニて古金銀ニ新金銀と引替を

世話ハ古金銀之義来寅之三月を
限り之新金銀と一様ニ用之其
以後ハ古金銀通用止し新金銀
斗可用之事ニて此旨御料私領共ニ
以て金銀吹直場より可申触也

元禄十丁丑年四月廿二日

元禄十丁丑年六月晦日

覚

一 今度新金銀ニ而出来判出来世間ニおゐて
通用自由ニ致候ニ付而前々之通
旨を存商売請ニ而通方無滞出来
判なとも用ひ候ハゝ小判ニても分
判ニても不苦様ニ可被致事

一 大判小判共ニ前判同前ニ通用可仕
事

一 前々ゟ銀座ニ而通例之金銀仕立候事ニ候間
諸人手ニ渡し鍛冶職之儀といふとも

手料をやめし宝合はゝ職人共下
何ニても其節職頭ニ申付候ハゝ相届
金銀之細工仕候ものは其所ニて之を
仕出し候ハゝ類品ニても有之候ハゝ
聞およひ候ハゝ早速申出へし若隠置外ゟ
あらハれ候ニおゐてハ本人ハ不及申
諸親類迄詮議之上可為曲事者也

元禄十五年六月晦日

元禄十一寅年正月廿三日

覚

古金銀之儀新金銀と引替候様去ル亥二月より
被仰出候処去年四月迄被仰付候得共未古金
銀相残候由ニ候之遠国之儀ハ猶以有之由
ハ勿論諸国ニも引替不残候由ニ付
此度来卯三月迄金銀引替候様ニ被仰付候
間御料ハ御代官私領ハ地頭ゟ可申付候
其外古金銀不残引替候様ニ可被申付
候若隠置候者於有之者後日ニ相聞候ハヽ
方ニて急度可申付候古金銀残
無之様ニて可被相触候以上

元禄十一寅年正月廿三日

元禄十一寅年十二月

御料私領之面金銀銅山見立候場所見
付候ハ私領之面々ニ而申出へく候

地頭ニ而居所ハ其又寺社領ハ有しも
御料ハ御代官私領ハ地頭ニ而可
触之

二月

元禄十四辛巳年十二月

覚

西國中其外上方ニ而取扱商売物銀き
ゝ金ニ而差上候所自由ニ無之ニ付而
依諸國一統ニ金銀を以通用ニ付
商人共差支候所此間商売方猶以
右之通り御料ハ御代官私領ハ
地頭より入念可触之

元禄十四巳年十二月

元禄十四辛巳年十二月

覚

銀子両替并借し候去年より解候通候

諸金并銀子五拾[illegible]ハ三貫

[illegible]文[illegible]請合之者借用[illegible]

[illegible]

其内證ニ而相對いたし銀子[illegible]

[illegible]商売仕候もの[illegible]金[illegible]

上ニ而[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]事[illegible]也

元禄十四巳年十二月

寶永二乙酉年八月九日

覚

領内ニ而金銀札遣仕候面々ハ以前ゟ札遣

仕来候ハヽ其段年数之定有之候ハヽ書

付可被差出候以上

寶永二酉年八月九日

寶永二乙酉年十月廿九日

御蔵金并世間通用金元切なし小判
只今迄之通用候分銀座ニ而両替切
替し候ハ小判ニても其方勝手次第小判
ニ銀ニ而可取替但小判相替之其方様
下ニハ遠慮有之ニ付而銀も相替候
之金も以替可申ハ両替屋共外し
商売人方ニ而も銀座ニ而被下候旨ハ
以上

寶永二乙酉年十月廿九日

寶永三丙戌年六月六日

覺

一 近年銀持底之由世間ニ而通用不
自由之趣相聞候ニ付而銀吹立之儀被仰付候
吹立候銀ハ世間ニ而下直ニ取引候由相聞
銀と新銀と以来ハ差別無之吹立
候上ハ古銀新銀入交売買可致旨

ガラス使用

右之儀不拘毎年ニ上納銀ニて可相納
候事

一 新銀令出来銀座ゟ出し世間之古
銀と引替候ニ付古銀之取扱差障
不申様ニ可有之旨其外何商売ニても
勝手次第取ニ持来引替可申事

一 銀引替之儀町人等前々引替を成候者
武家方其外寺社之町人ゟ頼之引
替可申候事

附古金銀通用不申段ハ引替可申候
相之銀ゝ出来候所ヘ可存候旨申達
寳永三戌年六月六日

寳永四丁亥年十月十三日

覚

一 御軍役之為兼而用所之儀差置候
所古金銀を只今之新金銀ニ引替候ハ
不宜候ニハ候得共世間金銀拂底之事にハ

ガラス使用

右ハ軍役之金銀もの常並ニ拝よ
て被仕候ハ遠国海川難理之川船
候而不自由之由ニ付小判ハ銀札等
之達し申候ハ代官所ニ差置候
ハ相立候而被仕候

一 金銀遣相止メ候而も差支候ハ相止申候
通用之ため所々之者共申候相止停止
之事ニ候ニ付其旨可申所ニ申達し相違
ハ無之様ニ可申付候事

一 初而所々銀之手形ニ而地頭ニ金子拝借
相成之時者借り候ニ付返納之儀文百
指方ニ而ハ難渋も有之拝借之者ニ相渡
指之証文ニ而相渡ハ其文百姓田畑等質
物ニ書入させ金子地頭ニ借り候様ニ仕候停
止可為事

一 以上

宝永四亥年十月十三日

寶永五戊子年九月廿八日

覚

一 大銭之儀先年吹出銅ニ而通用之金銀
小判以前之通無滞可致通用事

一 御料私領共ニ年貢収納之節茂大銭
並文銭ニ而相交候様御料ハ代官私領ハ
諸之地頭可申渡事

右之趣可相触者也

寶永五子年九月廿八日

寶永七寅年四月十四日

一 諸寺院　諸塔頭　本寺以上之目付役人
御目見以上之分本寺以下目役人寄居
迄十五日万石以上之面々御用有之而
在府之時月次之御礼ハ不及當方不及
下之儀ハ役人并出仕無用之候様十六日
右之面々御用召之旨五ヶ寺時歴月

右之金減候ニ付而觸

寛永七庚午年四月十四日

寛永七庚午年四月十五日

一 先年新金吹出有之而金之位悪敷拵

損之處如來通用不自由之事ニ候依之

新古金之位ニ吹直被　仰付候處ニ

右金之位悪敷吹出候者ハ金子之

數も減し候間世間之金子も増候様

一 新古小判壹分判共ニ小形ニ可吹

出候事

一 以来判壹両程被上候間両替いたし可

聊不可有

一 新金出来次第順々世間え可出し候間古

新古之金と新金と取替大分之

手間ひま入右用ニて往来も有之

等ハ唯新古之金子同前ニ相用可有

一 先年吹出之小判等ハ以来ニ古金而持候者

勝手次第新金と取交通用可仕候
乍然共諸色売買之代ニ者渡候ハ
ハ新金壱両之代物ニ古金を指候
増之積り請取可仕候但諸色売方文
ハ壱歩判方之引替ハ不足附り歩銀
増之儀ハ相対次第可仕事

一 只今迄之金子両替屋共引替分ハ持参り
替候ハヽ銀座方より金子ニ而返し難
用之歩銀増可相渡可申事

一 金子ハ町人手前ニ而吹分引替候儀ハ両替
方ニ而外し金子請取次第町人ニ相渡
引替可申事

一 大判も有来通ニ可差上候小判と
引替之儀前々之積りニ而引替可仕事

以上

宝永七寅年四月十五日

宝永七寅年六月十七日

武家方借金之事町人方ニ而借
證文ニ相極之節利銀ニ相成若度又ニ事
願出候者済方ニ者不及裁許候
可被得其意候以上

寳永七寅年六月十七日

正徳二壬辰年九月廿三日
新銀吹替之事相止候間自今以
後古銀元禄宝永以後之銀ハ何も通

も此之文ハる通用ニ滞て付ハ若有銀
相場之事或者高下も有之或ハ少も高直
する時分も有之諸品左様ニ者有之様ニ付若相場しよ
相替候ハゝ急度可被仰付者也

正徳二辰年九月廿三日

正徳二壬辰年十月十二日
被　仰出之趣
上古以来我朝る金銀出生しハ事

平和なく天下の財用を
つひやし事なれハ世の人伝へ知る所
なり、然れは
東照宮御治世の始より慶長七年に及
ひて天運の時至りしかは。
御徳の盛にしてさとしかは天運し
寳山一時に發生して金銀の出し
也し事和漢の昔よりこのかたいまに
其例をきかすとそ見えたりしを

其後其残りし財用ゆたかなりし事是ら
はのこりあまれは猷廟の比よりも
金銀をも出来つきぬれは近来は
出るところの数多くこともなかりける
又家宝の費用莫大ゆたかなる事足
りてしきりに至りしはなき
東照宮の御恩のあまりすといふ也されは
寛永年中銭貨に近来は事を業
きふとはわつか多かりしといへともなりに

ガラス使用

むかしより年々に海舶に持去る数その数計るべからず然るを以て我国も金銀百分にして一をも存すまじきは此事世の人又推知つべき処なりこれによりて又其是より此事或は異国の舟に流れ入或は火災の変に焼失し或は神社仏閣衣服器物の為めに費し用ひし又凡九十余年の間私家の金銀大半を滅ぜし所に至て下に残用由し

此事を論に及ばず。ことによりて元禄年中金銀の法を改めらると承るに申し金銀又其数を倍しは然とも其金銀の足らず東照宮の定まし所へは大半に及ばれば是よりして工商の数あまるに造出すときは金銀の價を賤しく各其利を失ひ困ふする事故諸〻諸物の價を増しかくして商

ガラス使用

賣しはに及ひて諸物の價ハ年々に
高くなり金銀の價ハ年々に賤くなれ
りさるによりて諸人ハ二科共猶
の難義ニさ至り思異絹ニしてハ
古よりこそ寶貨の本意ニ下卯し一
らさる事なれとも銘并ホ古以来ハ
寶器として銀をもつて金銀ニ之以て
元禄年中ニ吹申せしめ以来年々ニ至るの
ましたるハ元禄以来の金銀多
ともに其外ハ何よりも異朝の寶
器ありといへ理のなれ凡そ我國の
四民とも其本業をすてて一ミに賤用
をおかしけるより
東照宮より以来代々の御恩より
以下なくはつんまて金銀の價もさし又
ハ備しまれ諸物の價もさの文も
貴賤ともしてはなりの難儀ニまて及
ましむ理のなれともも錢

ガラス使用

を貪し利を争ひは事ハ上高の訳
の習ひなれハ人ハあなかちに好ミも隨
ひなれハ只偏ニ主除ニ而貴賤の
類とあるハ事好まさる是非を論
せさるを度つゝけれハ長くて治まりし事
とも年久し且
知らされハ事を起をもつて
御代の始より常ニ
御知ニ至るまて候所ハ金銀の取扱との
ゆゑに諸物の價も平らかにつるよ
よりして天下の銀を除ける事
御恩なれハ一度万両積つゝ世ふと
ハ諸をとものましくにあらし返し難き
事ハ定まるまいとこゝろみてすむ
なり金銀の取もとのことくして有し
通されハことも以て難きことには
為し難き事ハ是れにあらて好し
金銀をもつてとゝのことくにあらし

ガラス使用

通用すれハいつれも天下にて通用し
まつれハ金銀ハ次第に其数の増殖
し天下の人各其所持のまし貴
ひとしく工商の輩の利を得られしかそ
そとのことくならすして諸物の價其
の数を減して商賣しける事も有
つゝけ是によりて金銀の数を増されて
の数減し諸物の價あかりし事ハ之也
のことくまてにいつれハ工商の輩の類
家且にハ困窮しきに到りし覚え
諸物の價あかりたる事あれハ其間諸色も及ひ
難くハいつれも新金之事或ハ少からす
けるまゝ流らさ或そ物のあときれては打続
しこまる事を失ひは世業なりし由
聞は及されやむをおはしまして先を
ふるきをもとのことくに改造あらせし
詔仰けれは其頃のかくして事ハ少なくて
然は此度金銀の品もとのことくなる

し候得れは是ハ天下ニ通用し候金
の数を年々減すへき事を以て思ふに此事
ミえし候所ニ候ひ武此ニ付又新銀の法
法令の手本ニ成候て古金の通用
りて新銀を通用し候へ共猶
の難儀ニ及ひ候由
申候を除ニ而此事と
思召され候を以て新銀を差出し
候事共は停止せられ候法令を被

然ニ金銀の品をもとのことくになし
出さるへき事ニ候
所也と定られ候得共天下の宝ハ天下
と共ニ宝とすへき物ニ候よし
思召候を仰せ　御代々の法をも定められ議
候事ニ候ひたとひ今より金銀の品をもとを
とのことくになし出され候とも数の出
来減し候ても世上の代には今
一倍にて天下の財用積出て余る

随ふ事ハ有之候しハ随し然る上
ハ天下の宝幣相成候得ハ所我
且金銀ハ万世までも通用いたし萬代
の治りての宝とすへき物ニは有之
候とひみ其銭貨の事と違ひは
とも其不朽をとのことく可有し
通用する一きば事ニ候農工商の類も哉
成ニ在ハ所金銀の良をとのことく
まなし通用れはて多をひ其利を

失ひはとも諸物の價ハ其まゝと減
りて商賣仕るへきを多ハと存候事
末の
御本意のことくすみやかニ金銀
の員数をもとのことくニ可有之通用ん天下
の数たて随ひにてし天下の貨幣の
存まる所もなる通用の金銀其数の
少なき滅せずに事も不足故事
農工商の類も其利の失は候し

ガラス使用

ひはつかんする事かの不埒のことくなれ
ハむかしより天下の人ともにさわき
御治世てたらしは其外つゐえの上
まても金銀のことに付万代迄の為
なれは
東照宮出来之法のことく成
しつくさるへき
御事ハ只天下の貴賤皆共ニ
を存へきことに候 仍如件者也

正徳二辰年十月十一日

正徳三癸巳年六月九日
近年長崎出銅減候付唐阿蘭
賣方滞諸物價ニ商売不成候
去年大坂銅吹屋の者共を相極
申渡候ハ銅之儀一ヶ年ニ凡大坂江出
銅之員數ハ相定候而銅山ニ相應之
吹出シ候処山元又ハ相應之而可有之

ガラス使用

或様之儀ニ而も其品ニして高貴之
数も其様ハ出来候ニ付甚以
其国ハ銅も不足し事ニ而候得共ニ
量ハ前々より大数ヶ有之ニ付近年
限之人売買ニ而も其数其儀外様ニて
可為有之者ニ候様ニ其外年々
高貴之来候所ハ為制限ニ而雖不及頭
大坂江出し唐紅毛とも方へ売渡候ハ
候而御国用一統弁し難き事ニ候
世上之為ニ候間諸国之銅山ハ只今迄
之儀ハ勿論新ニ掘出候ても不苦候
吟味ハ銅出候所ニ而ハ地頭代
官并領主ハ勿論其外之銅山を見立
候ものハ早々御勘定所へ申達して
差図可受者也

正徳二巳年六月九日

正徳四甲午年五月十五日

覚

慶長年中定置れし金銀の法元
禄年中に至りて改られしより此方宝
永のすゑしきりに改られ銀の品を降し
近比より此のかた諸物の價も年々
ますます高直になり世上難儀に
及ひぬるによりて
前御代には治世の始金銀の品をも古
の法のことくに改し直さるへきのよし
御素意なりしかとも世の中諸事しけき
事共ありしかは金銀の改まての事に
手をもつけられしかとも不幸にして世を御治ま
及され此所の銀并元禄之金を
新と改しけるにつきて通。難儀
用ノ字ヲ脱スル乎
なりしを
[illegible]めしけれとも
物も出来て宝永の銀も又通用難
儀に候事

御請申し乍故なき辞退におよぶとき
終に月日世上に過ぎし其沙汰
まちまち宜しからさる物にて無本意に候
右紀をやうに申上に沼もし候事なと御尤
よしもつての由来をも能聞之上にて
沙汰あるへきは当然に候へ
御不例は宜しくもなく候へはつきて去く
年辰十月十六日は右[illegible]
其の様を又御出にこそ候よりて

当代に至りはこのことき世の御
掟はしは事こともなにも辞きに見
らきと名目設の上をもつて金銀の不
其の法のこころしきにあしく近来旅
つきし事は識者世をもはゝかり候用の法
月那宣等のさまはつまびらかに承
識にあつかへいてこそくはれ
公儀沙汰法にまかせらるへし
前御代 御定にまかせ天下法世よし

ガラス使用

たゞ是をもての其事などにも上下ともに損
貧富共損を被蒙候事にて候
されはまた其印の儀につき不足を望
むる族あるにつきては第一其利潤
を半は多分に何事もよろしく其色
用ひ候品ハ事として仕出し候なり
とい
前御代の　御旨
当御代にては御法を違犯はのこりなく
天下後代迄の罪人たるへき者にて
ハ急度其罪を糺されて罪科に行
はるへき事なれは是又其旨を相心得へき
者也
正徳四年五月十五日

正徳四甲午年五月十五日
金銀通用之儀定書
今度　御料私令金銀之事其用定

のこりすくなし　遣さるへきにハ其年
冬十月十五日
前代代に　御当代ハ　御若くおはします
後代との交易ニ任開法之上ニ候ハ
公儀は費用にしるすおハ論ニ及ひ候はす
は銀も近世以来諸国山々も出来候所前
の金銀昔とかはりてはなはたよろしからすして元
禄以来の金銀おとりし事は皆人
よく知る所の年月を詳論するに及ハす

一
ここに此たひ改鋳なさるへしとの御沙汰
金銀を御用の法を定めらるれハ後々
非常の費ハ　御付の新銀吹替の事
元禄七年より以前の古金古銀に似たる
品にて元禄宝永の金銀皆々点改
御用あるへし但元禄宝永の金銀と
并公儀の法定するに及ハす其品の法のこと
くに金を吹替てはた御目方の事当座せす
金銀と共に其の内しておのおの其の分

ガラス使用

金子銀を入れて通用し来れるハ平常に下々ゟ用しかるへき故ましハ彼是上ニ其方ゟ損する元禄以来両ての金銀をかりて其世の法の金銀と平衆を以て通用の事ハ有つかハれハこゝよりして其中は第只今通用して金銀を以ろし各々とものま下ゟりて割合の取引定てき何迄の金銀ニても有合ニ随して此通用しハ法を定めかたきには割合之取引ハ割紙ニ相用たる事

一 何事によらす物の値を定めは事只今通用しハ金様銀様を以て古銀を本とし積るとて金銀の事ハ有合ニ随ひいつもの金銀にても割合を定めを以て精出の様ひあつて通用すへき事

附借金借銀の事も文言例ニ准すへき事

ガラス使用

一 御料所は年貢の金銀納をやめてすへて
上納之金銀おほく文上にて通用は金積り
銀積りを以て取遣し其金銀の
事をも昔今は猶ひかたきよりて割合
に定て米を以通用あるへし
不足は諸用之代金銀として諸も
割合し定を以ていつとの金銀うちも
用ふへくは世上におゐて上下通用
の法始て此例に准すへき事

一 大判之事ハ元禄年中に改ふきしは両に
并其の大判に付今人〻は不大きに
ありけれは是ならぬ故之は事もなく
はかりとく宝永七年より通用し金
銀之御値段は時〻時相場にて居きも
候は之数にありて大判き合判に取段
此以後は同様あるへくは其買ハ
不及ましく候は前も新たにしふりも其外
相に用ひは両に之服し足り用ひ来

ガラス使用

は大判を以て御用相勤るへく候

一 公儀ニ献上之銀并被下銀の事是迄
只今通用之銀ハ積りを用ひて銀之
事ニて只今迄て用ハ銀ニも又ハ割
合の定を以てこれを改候銀ハ新
銀を用ひ候とも新古の銀ひとしかるへく
御用相勤るへし一枚二枚の事代あるも
ること是ニ准すへき事

一 今度の新銀ハ新金新銀を以て
元禄以来改ての金銀ハ引替事ハ
年経つる事ありて流布せし所の
手当候ニ付てニ引替のためニ江戸
京大坂三ヶ所ニおゐて引替所設
定させ引替ハもとの上ニ封し割
合之定の如く二年の期あるへく
引替てハしはらくを定てこれハ候

附 当用事ニ付ての新金銀
をもて只今迄て御用の金銀ニ

引替候迄ハ是迄之通ニ相用候ハ其
又割合をし宝銀時ニ元禄
通用すへく勿論相場ハ古きと
候事

一 今度御吹直し金銀之事ハ其
年中より元禄七年迄之品通用し候ハ
古金古銀と申同前ニ候元禄七年
以前之古金古銀ハ同様ニ有之候得共
今度之新金銀とおなしく元禄之通用ハ永
く通用可有之事

如此之趣ニ候ハヽ御吹直し金銀世間ニ遍く
行れ流布し候との旨ハ
万松寿福ニて皇運可有へきもの也
　　正徳四甲午年五月十五日

正徳四甲午年五月十五日
　新古金銀割合之事

一 慶長の古金ハ只今通用の金へ増割

ガラス使用

増歩慶長の古金（世上ニ有之 作古金之類）有之ハ
只今通用の金ニ無差別同用ひ候へし
金銀取 借貸新金にてすまし方
古金と新金同しく以前ニ不割
増歩取遣ひへし
附 只今通用の金と元禄の金とハ
万事下々迄上下とも平均の古
法ちを以法ニし而已ニ正銀
相互一枚ニ用ひへし 但し
只今通用の金と元禄金と引替
ハ例元禄金百両ニつき壱両歩
として只今通用の金百両ハ
引替ても壱両増歩取へし
平法之儀のほかにも候て元禄金
を取持しひとつ毎にあまりて
能ハよりて自然ハ損もり
替不可おのつから法ニし右の金を
引替ニは分金の流ハ只今とし

ガラス使用

一 例のことくめしくへき由にて定め候とも
享保の古銀ハ只今通用の銀ニ拾割
増ニ享保の古銀（世上ニて正徳銀とも称し又古銀と称候）ニて貫目ニて
只今通用之銀ハ貫目を用ゆへし
ニ候得御新銀ハ則古銀とも申候
し候以後新割増の文ことこ可申
附只今通用之銀ハ宝永七年以来
出来候所の銀（世上ニて四ツ宝と称候）三ツ宝ハ
為取計一枚ニ用ゆへし

一 元禄之銀ハ只今通用の銀ニ六割増し
於元禄銀（世上ニて元字又元銀と称候）壱貫目ニ唯今
通用之銀壱貫六百目ニてちかひ可申
一 宝永銀の銀ハ只今通用之銀ニ三割増
し右宝永銀ハ銀（世上ニて宝永銀と称候）壱貫目ニハ
只今通用の銀壱貫三百目用ゆへし
此割合銀ハ大銭宝出之古銀見へ候ても
ニ候段ハ御触ニ新金新銀世上ニ而
流布致し候上の内ハ新金

古金を損せん時ハ通用あるへきにあらぬ
を定められしかとも銀子には極印
の損の事ハ其まゝの古銀なりとも用ゐへき上
にも大きなる損しつくれハ
にもかくの損ありし割増をも定め
とゝめて
今後は費用すへて戻して其損
定の事のことくなれハ通用すへき事
本損失世のためにおゐてハ無損失
おさむる事にも其身にて自分の損割
増の法に定めらるゝにおゐて其品の
ありける事なり
今後は新用を以償はしむへきにては
是則前御代の御定にまかせられし其
下後代のためには国法なりし事に
候条其旨をあひ守るへきものと
守るへき者也

正徳四甲午年五月十五日

正徳四甲午年五月十五日

諸国商人共始しハ事毎ニ渋ず
元禄宝永以来金銀の品改ハ度々ニて
通用も滞渋れすハ世上難儀ニ至りハ
事有之候しハ商人共猥りニ金銀の品を
高下し自分の利倍を求め候より
事起りのましく〳〵今度金銀の不
足等昔の古法のことくになし
通れ候と云へとも元禄の以来金銀
乏しく皆共改候といへとも年久し
からへきよりて又旧金銀通用
割増之法を定められハ凡金銀
銭等之商売を以て家業とし
候ハいて時ニ変し候て相場を
場を行ふへき事向端とハ是迄也
猶又より商人の上ニ付て世の
金銀通用之事能さ付け候事

仕出し候者有之ニおゐてハ急度
罪科ニ行はれ其事を以て訴出
候者ニおゐてハ罪科の者の家財を
以てこれをあたへられ褒美の沙汰ある
へき者也

正徳四甲午年五月十五日

正徳四甲午年七月晦日

覚

此間江戸表ハ不及申諸国并御料共ニ
三も猥の品物共ニ至る迄成来候事ニ候
金銀の吹替候事起りて町人百姓
ニかきりたる儀を買入候者有之旨候故ニ
候由其外以前金銀の事ハ御法
候時一旦の利潤を貪り候ニおゐて得
すなハち天下通用を滞候事ニ仕もし
候ニおゐてハ罪科ニ行はるへき由訴
総而候所ニ未新金銀世上へ通用も

在之由ニ付武士之事也其上浅く候て不限
科怠ニて候ハゝ其所中ゟ可訴出し
取上着服之事賃銀之外不達之銭の
者情不申之事も有之哉ニて其者を候
之様ニ有之候て之事の銭買求候者
有之候ハゝ右糺明ハ勿論前ゟ武士
方ニ而も其所之寺社町屋之者迄不残可被
請取候ハゝ後日ニ可被申聞候
正徳四甲午年七月晦日

正徳四甲午年八月晦日

覚

先頃御條目を以て上命被仰出候処
ハ諸事両様ニ相分れ條々ハ諸法度ニ而
ゝ武家方ニ守へき條々と諸武家方のハ
諸藩之諸士之由ニハ候へとも諸侍
ともハ諸家ニ而ハ両用ニ有之候ニ付而ハ此民
又御当法の事も天下ニ
代ゝの御法ニ候へハ世上ニおゐて

ガラス使用

候ハヽ損失不少候而當和地之金
議之上
相成候御事ニ候へハ不及顧候て
御吹直之事ニ候所、只今ニ至り候ハヽ世間之害
ハ如何之義候哉、第方之通用差滞候を
以之事之難渋ニ付、新金銀御ひろめは不申て
御事ニ候、尚後繕御勘弁も可有之候
有之候て諸事等差滞ては不都合候得共
以上

正徳四甲午年八月晦日
新金銀出来候ニ付、来廿二日より江戸京大坂町
在一同引替所相立、新金引替候様ニ可致候旨
所方望次第引替候、但古金銀年々替
ハ残数多出来金銀少分
金壱両ニ付壱両ツヽの増を以受取
候ハ金之事小判金又ハ小判金銀

正徳四甲午年十二月

皆可用ひらるへく候者也

正徳四午年十一月

正徳五乙未年四月廿五日

覚

一 新金銀出来之上世上ニ滞候而通用候様ニ
東国ニ而ハ金通用之事ハ兼而新金
未請取候而ハ取渡不申候ニ付人品
何之差別候而ニ多分ハ小判金を
通用之由ニ付去年以来新金銀
通用之儀ニ付万事ニ付而此方掟
取し候ハんの由御法ニ候得共是迄ハ
上ニおゐて新古金の替ひあつかひ
用いき事ニ候所小判金壱両の通用ニ
ニよりて候事ハ去とて悪しく存候元ニ而細
者と存候間諸向にも相心得候様ニ村々の名
主組頭おゐて委細月々大小の百姓共
又ハ諸商売人ニ至迄堅申付候様ニ元様

ガラス使用

金小判金ともに古金銀并新金共ハ
増歩ニ不及用ニ候而仕るへき事

一 今度江戸町中ニ而諸事商売物を
も請込候間頃ハ町中ニ而不分ニ相
解元禄以来之金銀ハ集り候而
諸商人共取替し新金ニ引替候様ニ仕
候ニ付右之者共ハ新金銀申而候而
町ニ而振色立ニ而相細ニ而商売
物之代ハ其一ツハ新金銀を以取候事

きまし江戸ニ而ハ諸事出て其外の所迄
丸ツ類諸商売人共其所ニ而候

一 諸品直段ニおゐて諸商売物の代ハ
小判の切賃あるを以て何事ニよらす
新古金銀割増ハ其之外ニて定め候
ことも新金銀ニての直段を定め和
候ニハ文ハ元禄金小判金をもたくへ迄
き引替さる者ニおゐてハ猶又
其外商人ともハいかふニ及在候

とも四年の間相済候様可仕事ニ候若一村
ニ大わけの古証文高貴人之儀ニ候ハゝ其の
旨を可申出候事
此度御料ハ代官え私領ハ地頭寺社
相達し候私領方ハ右之趣をも其旨を存
可申渡候し被仰出候其旨を可相守
右之旨相守可者也

正徳五乙未年四月廿四日

正徳五乙未年十二月十二日

覚

一　新金銀出来之通用し候ニ就てハ次第
ニ出候ハゝ世上ニおゐて元禄金之数を
減し候ニ依て元禄金通用ハ年之来々
年丁酉年十二月を限りとして明年
戌ノ正月よりハ世上ニて通用一切停止候
可心得事

一　元禄金之通用停止し候ニ付而或ハ

一 去ル未之冬ニ至り候而ハ今ニ及
候得共ニ付而引替所ニおゐて新金
を引替候事ハ割外有之候由御座候
て之通用停止之上ハ引替当銀之加
之事ハあるへからさる事

一 小判金通用之銀も法相應ニ候
候分し候而ハ元禄金ニ而不
及小判金引替候ものも勿論
事

如法ニ候ハヽ元禄銀之事之銀
之事も法之通ニ而新銀ニ引替
通用家物ハ御也ハ此度相渡し候
這此之新金銀慶長金銀之通
用御座候ニ付而御座候のきさる者也

正徳五乙未年十二月十二日

享保元丙申年十二月二日

新組ニて書済覚

千石以上　壱人前金[illegible]宛

千石以下　壱人前金[illegible]宛

并其外御側衆御小姓衆御納戸衆役人衆

奥医者小役人之万石以上并寄合[illegible]

請渡し

金壱両宛　但其身并以後

金弐分宛　壱人前

嫡子以上以下

壱人前

右之通新法被仰出候付町

会所ニて賣渡候ニ付一段之也会所日

割之以賣渡中候儀ハ無極月迄賣払

〆之儀ハ来ル二月廿八日迄賣渡候事

一 賣出し刻限朝五時より八時迄之内賣渡候

日限之儀ハ御役所[illegible]分[illegible]證[illegible]渡

賣渡候[illegible]之[illegible]調合[illegible]之儀

除才取引濫ニ致[illegible]間敷事

一 極月中賣渡候ハ日限之別段[illegible]

以来二月より銀を以可差出事

以上

十二月

享保元丙申年十二月二日

新談義之儀以後制禁被仰出候之通[illegible]

諸国寺院[illegible]当寺詮議調候而[illegible]

二三百年[illegible]人之内[illegible]

[illegible]以来二月中差出候様ニ候

翌年正月中人別銀差出有之内

候得共差出候て可被成候以上

十二月

稲生下野守

木下清兵衛

享保二丁酉年二月晦日

追々調方之儀千石以上今迄者[illegible]

千石以下ゟ者ともニ住居候

去十二月之通新談義[illegible]詮議調候而

先住名代之上初而方ニ住持いたし候者共

前々出置候者人数相極来ル間
於町触候分ハ日ニて可被相達

三月[illegible]　稲生次郎左衛門
　　　　　木下清左衛門

享保二丁酉年八月廿日

覚

一 新金之事被仰出候ニ付利足率も減し候
留候ハヽ世上ニ而払候ハヽ殊之外減少ニ

借し利足金返済之事当酉年ゟ
来ル亥年迄之三ヶ年ハ限都三分年ゟ
世上之通用一割五分停止之事

一 利足金通用年数縦停止之候は
勿論ても或ハ差出来候而来ル相掛
掛り之も新規ニて川新金ニより
留下ル事

一 右之通被仰出候迄之上ニて相改可申也

酉八月

享保三戌年九月

極印之銀令其數用ニ而停止之旨先
達而相触候上ハ此銀其外數潰し銀
ニ成候而自分所持之銀座江差出可申候
趣ニ候處此銀并潰し銀前々自国ニ而
自由ニ売買いたし所々ニ而出し候潰し銀ニ
銀座ゟ買入候事ニ候処近年大分以遠
猥ニ成於極メ候近来之通銀座之外
他所ニ而売買いたし候段停止候銀座
其外ニ銀入用之者ハ銀座ニ而買請
候様ニ急度可申付者也
右之趣可相触候

九月

享保三戌年閏十月廿八日

新金銀を以當戌十一月ゟ通用可仕旨

一 金吹直シ候付而以来之例ニ候得共

一 古銀ハ通来亥年を限り乾字金通
用停止ニ候間、向後持候者も早々引替以
其候ハ、右様之事ハ格別可申達候、金
又ハ銀金借金掛引ハ金ニ相場前々
より定来候ハ、数ニ而通用可致
候ハ、通候　御触之事
附乾字金ハ何程も上ニ而御用之上ハ
之節成十二月より新金ニ而何程も
可申付候ハ、乾字金両替可申由

ハ新金之代り乾字金引替之
法を以遣候様ニ被仰付之事
一 金之吟味し有日ニ吹出され候金之
不足候
猶又出来候銀吟味不足之
多く出し候ニ而候而尚吹銀ニ而足銀
ニ 御付ニ而直年山ニ而出候銀之
出方之者凡之抱十年余ニ成就
難斗候ニ付金之此白猶銀之有

目ニ而取遣、御仕置ニ候故、諸人通用
仕来候處、是又改之通、御仕法之事
附、此用銀ニ而何程何貫目と申所
申候ハゝ、當戌十一月以前之新銀ニ而
何程何貫目と申ハ、申候て仕候ハゝ
目銀ハ増目方之増も新銀ニ
代りニ増目銀引替之法を以き
此段得其意可申事
一　乾字金引替之儀、當戌年ゟ来ル寅年迄
五ヶ年ニ限之、元禄金引替之
来亥年ニて限事
一　新金銀引替之法
乾字金元禄金と新金引替之儀
唯今迄之通ニ遣シ候ハ其通也
古銀并新銀増量目之事
元禄銀ハ弐割増
但壱貫五百目を以代し
但元禄銀新銀を以使し割合ニ而遣

故左之通割合

寳永銀ハ六割増
拾六貫目を以代し

中銀ハ拾割増
弐拾貫目を以代し

三寳銀ハ拾五割増
弐拾五貫目を以代し

四寳銀ハ三拾割増
四拾貫目を以代し

右之割合を以て当戌十一月ゟ来亥年迄五ヶ年限り急度可引替筈之

一　年貢并小物成諸運上之類員数を定メ元禄九子年以前より納来候金銀を新金銀ニ而も只今迄之員数ニ納へし子年より納来り候ハ新金銀ニ而ハ半減たるへし　但子年より納来り候とも古来之極りを以納来るハ新金銀ニ而

ガラス使用

員数ニ不依別段不及納事
一 元禄九子年より以来年季請負之古金銀
相極候新法以後も相員数相用
寄ニ而時之古法様も吉以上相極也
不申事
一 年貢諸小物成諸運上請負もとより
元禄九子年より前戌年十月まて
而時之古法様り被以上相極メハ
不足納候り文之請負代物掛り

之類其外諸色金百両之処ニ新金も
相当申銀相場百目之所ニ新銀も
以而百目可遣事
一 献上并被下金銀古来よりの格式
有之所ハ新金銀ニ而も古之格式世
上候取交之可有之し或ハ礼物被下之
以来不准之事
一 借金銀ハ元禄九子年以前借用之
返済候ハ新金銀ニ而も古金銀員数

下迄之子年以来之借用ハ金百両
ニ付ハ新金五拾両銀拾貫目ニ付
ハ新銀二〆五百目可相返事

一 給金銀ハ元禄九子年前借ともニ
元字判新金銀ニ而只今迄之員
数たるへし然とも相対ヲ以召
抱候諸奉公人之儀ハ向来之給
金銀員数新古之用捨又相対
次第たるへき事

　附元禄九子年以来金銀借候恩
并方ヲ續立て子細を以割済
ニ金銀をも以前取ハ元字新金銀
ニて引替候上ハ増金銀ハ相止メて
申事

一 合力入用之積を以て相極候分ハ
元禄九子年以来相極候分ハ新金
銀ニ而も元員数たるへし尤子年以
前相極候分ハ半減たるへき事

於此地望之者有之此外ニ而も書面
之趣ニ准し其文割合を以ハ古金
永以来之銀引替し事ニ候とも
新金銀諸商売何ニても売買し
出候共取引仕候手之仕事おいてハ
急度可申付金銀之儀ニ付て於不届科者也

戌閏十月

享保四己亥年七月二日

覚

一 乾字金引替之儀去ゝも相触候由
来子之十二月迄ニ引替し候触候処通用
残字金年々以遣し候ニ付
猶又字金ハ先達而相触候通用者
限而亥十二月を限引替可相止候
右之通被仰出候以上

亥七月

享保五庚子年二月廿日

覚

元禄銀宝永銀中銀三宝銀四宝
銀通用之事ハ来丑年をかきり翌
寅年より世上通用不仕て為停止候
右五品之銀新銀と引替候様可致事
右銀之通用来寅年を限りて申候
右之趣被仰出候以上

子二月

享保六辛丑年四月九日

覚

一 乾字金通用之儀去ル亥年限候
去子年以来ハ一切通用無之候
処此以後通用ニ而聊も有之由未タ乾
字金来て之との如段遣候者も有之

候ハ此上望之者申出候ハヽ急度引替
可申候尤引替之儀者来寅年限之
事ニ候条其文言を存し可申候
引替可申事

一 元禄銀宝永銀永中銀三ツ宝銀四ツ
宝銀之事も従寅前ニ御定之通
来寅年限引替可申候卯年より
ハ一切通用停止ニ候条其以
後所持之者有之候ハヽ差出来寅
極月迄ニ銀座へ引替可申事
右之趣江戸京大坂其外不残町場迄
も不洩様ニ可相触之御料ハ代
官私領ハ領主地頭より急度入念
申付若此上古銀遣候族
有之ニおゐてハ可為曲事者也

丑四月

ガラス使用

享保六辛丑年六月

覚

一 前々古金ニ而きゝ金又ハ金目利
致候者共も差出し御用ニ付文字ニ而
ハ此度小判ニ而三分ゟのき候
一千両金目三匁之埋き分歩一分判
ともに之成目埋ニ而も於評申
不仕候者ニ而上納金も決定方ゟ
包之中も御吹替金も拵て准
候此外も品々ニ而無之様ニ以て金
座へ申達し未吹せ下候間御用
之ほ之金目利ニ金座ゟ少保候ハ
之金埋抜し候ハ急度出事下候付候ハ
相之也町中へ可申通候

丑六月

享保八癸卯年三月二日

ガラス使用

覚

慶長金并新金とも小判之内ニ
又ハ少しきれ有之候金目之所迄を軽
きらハす小判も疵有之候金目少く軽く
候とも無滞通用可致旨去ル丑年
相觸候処通用滞候由相聞候ニ付
し目切之疵有之候分通用難成し
金目之所ハ只今迄之通三ケ所
上軽き分ハ直金之通用ニて仕替請
取替之御料私領とも可相渡し候
并町方諸商賣物代金并借金等
無滞取遣ニて仕かし滞不申候様
て可被相觸也急度可申付候
以上

卯三月

享保十乙巳年十月六日

覚

一 大判之儀元禄年中吹直し候処古来之大判より位不宜候に付此度相改吹直し以前之古大判之位に吹戻被仰付候当十月より相渡候間尤吹直之大判上納并下ケ金引替之通用は当十一月頃より可用之事

但古判ハ今迄之通後藤にて之様掛改候て候相渡しものとも買入候儀分量目減させ候ハヽ買也此時分も相場次第にてかすれ候間急度遣宜にとひとくい会議之上にて出来事は事

一 只今迄之通用は元禄大判は当十二月限より一切通用停止之事

一 元禄大判ハ当十二月より法度ニ成候条所持之輩ハ後藤庄三郎方へ

差減し潰金ニ判金を以て小判

とて引替ニも致遣ニおよはさる事

但潰金ニ而も売相渡候ハ小判買

取ニ不限ニ持参いたすへき事

右之通国々不残様ニ急度可被相

触もの也

享保十一丙午年九月十八日

壱岐守殿御渡

乾金通用之儀追而申渡候去ル丑年

卯年春度々触之如く以後申来ル

以来之内八月限に通用候

下々者猶更両替屋とも迄も通候

しまり急度申渡候若又武家方町

方寺社之諸国私領共ニて通用不致候ハゝ両替

町方より可申其旨申付置へく候也

付ハ右武家方ゟ町方百姓末々迄
無滞通用ニ可致候此已後猶又
中難渋致候者於有之ハ可為曲事
ニ而ハ支配又ハ其所ゟ申出候ハ、吟
味之上急度可申付候
惣而京大坂ハ不及申諸国一統
武家町方百姓末々迄可申聞置候
尚諸国ハ其領中諸国之各領主地頭
まて此旨可申渡候若無用ニ而ハ急度申付

急度可申付候若し心得違ハ其
所之支配ハ訴出可申候ハ、吟味之
上急度可申付候此旨堅相守候様可
右領ゝ可被相触候以上

九月

享保十一丙午年九月
疵金銀通用之儀去ル巳年

卯年米穀不作之処以外高直ニ成
渡候得共去年ハ自然豊作
ニ付諸色之値段も米直段ニ准し下直
支配しより急度申渡置候又武家方
并町方百姓共不請之もの有
之ハ商売人ゟ其支配へ申
出候ハヽ其武家方町方ハ
其頭支配ゟ急度可申付候百姓町人ハ
若此以後渡世之中難渋いたし
出張等取候而商売致しハヽ其ニ
支配へ早速可訴出候吟味之上急度
咎可申付候
右之趣江戸京大坂ハ勿論在々御
料ハ代官私領ハ領主地頭より
急度可被申付者也

享保十五庚戌年二月吉日

覚

一　乾字金之儀者宝永年限り通用
去止メ候以後ハ新金之積を以て
金之儀ハ四貫目以上ハ引替候ハ
分数も多く候ニ付、此後ハ渡金之
不仕候得共通用ニ仕候処、但新金ニ
長金者有之候ニ付、乾字金ニ有
ニ而用度乾字金有之ハ新金ニ
替金ニ下之積り被成可申事

一　御年貢諸運上を始め
公儀江納候ニ付或ハ諸人
銀金并文諸商売物代金其外
金子ニ而請取候分ハ新金之積を以
て通用ニ仕へし
右之通可被相触候也

戌正月

享保十五庚戌年六月四日

吉田備中守被申渡

金銀請取書差出し不申先年ゟ

差出シ候処向後ハ不及差出

書付年号ニ不記して請取手形ニ付

　但右書ハいくらにても印形不仕

可申未年迄

差上候ハ不残差戻候以上

戌六月

享保二十乙卯年正月廿八日

各代官方ゟ金銀御納山岡

城郭御蔵之分ハ只今迄

村方ゟ取立候上納

向後ハ右城郭ニ而取立

先年之通差遣し御定之通可致候

ガラス使用

御下知之上ニて可申旨細川越中守と
節ニて其趣申上阿部豊後守へ
以之候越中守并稲葉丹後守へ有
之候松阿波守殿ニ渡し候ハヽ
伴之可如件ニ存候以上

正月廿八日

石野筑前守
神尾志摩守
細田丹後守
松田佐渡守
松波筑後守

越後守殿へ

享保二十乙卯年十一月廿七日

阿波守殿口達

其子長金銀金元切レ候ニ付大小之
正徳通用いたし金目ニ而小判ニ志
三厘之懸キ不申共五ニ判も無く懸り

いたし無滞通用いたし候、然上猶
急ニ小判之引替方へ差出し金子ニて引替[illegible]
先達て相触候古金銀宝永年中[illegible]年
古金上納金之儀も無差支文字金ハ
不残日小判ニて引替候様ニも通用
差滞候ハヽ、其小判目方保候
皆々古金乾字金小判壱分判
ともに古銀両替屋共無滞引替
きれ候ハヽ[illegible]候とも直ニ通用可致

又小判金目減之分迄埋合候ハ
無構通用いたし候様先年触置
候處、両替屋共切賃小判ニ減方之分新
金ハ金目四分迄ハ埋させ候旨申付
置候處、軽目金ニ減金目埋させ候
者も有之、新金之埋目ニ量候割合
をも不存差滞候間ハ右之者可為割
猶又吹直シ引替之儀ハ[illegible]候様ニ相
錢金とも不通用いたし目方ハ

是迄の通ニ[illegible]申付へし若屋
用之儀ハ[illegible]ハ是迄通
用可致ハ[illegible]料紀
[illegible]
諸商売物代金并借金等ニ至迄ハ
[illegible]文武家[illegible]町方
百姓[illegible]
より[illegible]
其中[illegible]
[illegible]
可[illegible]急度可申付
事
右之趣江戸京大坂ハ勿論其外
御料ハ御代官私領ハ領主地頭
より急度可申付候以上
十月

元文元丙辰年五月十二日

右之趣触候

伊豫守殿　渡

覚

一　世上金銀不足之為通用不自由之由相聞へ候ニ付此度金銀を吹改候事

一　此度吹改候金銀相渡し候并ニ古金銀ハ百両之代り百両増歩金六拾五両之代り百両并ニ古銀新銀ハ拾貫目之代り拾五貫目引替ニ相渡し可申候引替之節ハ書面之金銀取交請取方渡し方両替取候共無滞可致通用上納金銀も可為同前事

一　吹改ハ金銀金銀より増歩差出引替ハ右数し候以引替金百両ニ付

一　増歩金ハ拾五両宛引替金十貫目ニ付増歩銀五貫目宛可相渡

候事

一　両替ハ金銀町人より両替屋之外
余武家并外ともに停止[illegible]町人
ハ[illegible]中ニ付て両替之事
一　両替ハ古来金銀之成候分数有之
候事ニハ買銭[illegible]中付候ハ両替
可申ハ若相直段両替者有之
ハ[illegible]上[illegible]可申候事
附　両替[illegible]銀ハ只今之通

潰し銀上様り候而
相渡し国ニも[illegible]て存候旨
者也

元文元辰年五月

元文元丙辰年五月十三日

一　此度金銀両替之儀来月十五日より
金銀座ニ而両替相止候[illegible]

ガラス使用

一 拾ヶ月掛し候而掛當掛之もの与ゝ
取集金銀座へ差出ヶ月掛ヶ置拾
ヶ之者とも方へ申付金銀ヶ月掛て
申候

一 拾ヶ月掛ヶ之もの之金銀ヶ月掛候者
而請入用金差無之は銀差度候而銀
百目之掛銀差卜定ヶ元ル積を以
金銀ヶ月取集し金銀差ニ之ヨり請取
候節者ニ差し拾ヶ月より多く請取

候ヶ又ハ謂し或ハヶ月掛而滞候て
借手候手非町人又ハ直之或ハ致ヶ候
金銀座へ差出ヶ月掛ヶ申候
但金ハ百両銀ハ十貫目以上之数
拾束ハ而掛之ニ之而高まてヶ月
掛ヶ候者数ハ借手取次之ヶ之
事
金銀取集ハ拾ヶ月掛之者

駿河町　泉屋三郎右衛門

本両替町　中川清三郎

同町　海保半兵衛

同所　谷勘右衛門

本町弐丁目　富山与惣兵衛

同所四丁目　竹川彦右衛門

長谷川町　荒木伊右衛門

駿河町　三井次郎右衛門

同町　三井三（元カ）郎助

同　三井三（元カ）之助

以上

辰五月

元文元丙辰年五月十一日

金銀吹集ニ付両替之者

一　駿河町　泉屋三右衛門

一　本両替町　海保半兵衛

一　同所　[illegible]助左衛門

一　本町二丁目　冨山与惣兵衛

一　同四丁目　竹川彦太夫

一　長谷川町　荒木伊左衛門

一　本石町　中川清三郎

一　駿河町　三井次郎右衛門

一　同町　三井三郎助

一　同町　三井元之助

以上

此度金銀吹改之御用

松平左近将監

本多伊豫守

大岡越前守

細田丹波守

一　被仰付候条可被存其趣候以上

辰五月十二日　有馬出羽守

ガラス使用

元文元丙辰年五月十八日

覚

一 金銀借シ方并売買ニ付もの事候
此年ハ吹直ニ付古金新金割合を
以前々之通相用来候て向後金銀共
し来り上ケ候とも新文字書替申
候ハ、相対之取引ハ約束申出先達
之ハ先達文之通ニ可取計候事

一 小判金目ハ金八分ニ取候
　正味ハ金四十六匁
　銀まし三十三匁
一 銀ニ拾匁
　正味ハ拾匁ハ十六匁
　銀まし三百七十四匁
右之通ニ候由

元文元丙辰年六月朔日

ガラス使用

此度金銀吹替被仰付候ニ付先
達て被仰出候ハ来定古銀古金之儀
之儀切替等勝手次第来巳方高来兌
ま河岸ハ丁堀城ニ町小網町堀留
両替之外ニ而も引替何方まて
引替させ候様手形御吹替被仰付し
上候て申ハ
相心得可被仰付候

辰六月

元文元丙辰年八月二日

此度銀吹方之儀ハ皆済ニ而候し
吹替銀上ハ皆済ニ而も運ひ可申候
ハ皆済ニ而新銀古銀割合し金銀
之由之処先達而被仰出之通
り之ハ皆済ハ精出しハ皆済ニ而

ガラス使用

則今去山ノ比節ニ到り去府之中ニ至る
十余年之吹増年々中ニ諸人難儀いたし
下り候旨此節ゟ引替之精出し京
大坂ニおゐて集り候は古銀旅籠京都ノ
諸商人皆下り申事

辰

月

当ニ頃京大坂ニ而丸銀之由ニ而得其意
両地ニ而相渡候も古銀ハ銀ニて相納

右両地之銀貨ニ付候もの元通用之者ハ

元文元丙辰年九月

先達而改正被仰出候此度吹改候ニ付文
字金銀通用之儀ニ付元字金銀
併通用之品ハ古金銀ハ無之故文
字金銀之通用不相成候此
儀ハ得通用ニ付其外ニハ人相も
古金も通用候得は今後ハ

ガラス使用

より急度可申付候
右之通東海道中山道日光道甲
州道中並私領之面々江も可相觸
觸候ハゝ御料ハ御代官より觸候
可申付候私領ハ面々より可相觸旨
右之通可相觸候以上

元文元丙辰年九月二日

先年より御料所年貢小物成
諸運上并諸返納物等之納金是迄
吹改以前文字金銀を割合を以
新金壱両ニ付いつもの金子ニても
吹直し銀壱匁目ニ付何之の銀子ニても
吹直し目方を以納候様ニ候得共
可相納候
然ハ在々迄有之候文字銀之事
難有候品ハ在々迄相廻り相済候之事

卯
115
1

之ハ猶又於銘々出来て百姓共も
まして能呑込出候迄もし捗ニ任
御料村々ニても申聞宜敷し
私領寺社領村々ニても可申付候ハ

憲教類典

五ノ十二下　金銀銭

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

元文元丙辰年十月十三日

五ノ十下　金銀銭

諸國金銀吹改候ニ付諸色之直段文字
金銀ニ而ハ高直ニ有之而右文字金銀其節之吹出
来而申候得ハ諸色代物等二三ヶ月之日割合
[illegible]而値段中渡ハ代節も相[illegible]金銀吹出
来世上へ出候ニ付割合違ハ[illegible]其上ハ不[illegible]
[illegible]候高リ候者も[illegible]候当先々代物ハ割合
違[illegible]止候段も相渡[illegible]出来[illegible]新
金銀[illegible]止候所[illegible]代節分[illegible]金

東京圖書館藏

銀文字金銀ニて川替事

一 去方ニ而も以古金銀吹直之儀相用候由不埒ミ候而、是迄通用致候分川替文字金銀ニて相用事

一 銀之儀古来之通以古金銀を用文字銀通用不致候由、依之銀川替取組少ヽ不埒之趣ニ候、尤来年割増を以古金銀も可申候ハ、其節迄て行届候ハ、此段可申通銀川替之儀も以来年々銀座貫目之外増歩銀並相場貫目相改候内も減候様ニ可申渡候、此節為違不埒無之川替可申事

一 年貢金合力給金借金買掛り地代店賃物田地質入等之儀以右割合古金銀文字金銀同様ニ不差支可仕事

右之條々面々ニ而も浅ヽ可相守候、相心得、其御料ハ御代官、私領ハ地頭ゟ相触候様可被申達候

辰十月

元文

元文元丙辰年十二月二日

錢之儀、江戸并諸國共ニ價之違有之候ニ付
又江戸ニても錢座申付、先年ゟ之通用
之錢并金銀吹直之　御觸出候以後、錢相場引下ケ候方
諸國之錢江戸ニ差出、江戸ニ而錢座并掛申付
在方ハ諸國之錢吹立、或ハ相場之錢相場
高直ニ而有之由相聞不届候儀ニ付、向後
通用錢江戸之地直段ヲ以在々ニ而一統相場錢座
此節有之候ハヽ吟味之上急度可申付
右諸國之錢可差出事
於江戸錢買ハ伊豆甲斐殿御料ハ御代
官私領ハ地頭ゟ可被相觸候

辰十二月

元文二丁巳年三月

寺社方御目付

一　文字金銀去年中方此ゟ以通用之割合ニ

ガラス使用

通用ハ増歩限之文字金銀並ニ古金銀
ハ割合を以通用致し来候得共、年を限、来午年正月
ゟ割合通用相止ハ先達而相触候通、其外古金
新金ハ百両之代り文字金百両、乾字金ハ
百両之代り文字金百両、並ニ古銀新銀ハ拾
貫目之代り文字銀拾貫目之積り、請
取方渡方両替屋共通用可致候、午年正月ゟ
割合を以仕候者於有之ハ急度可申付
事

一 金銀引替之儀、増歩之儀当十二月迄ニ而
停止之通去候、来午正月ゟハ引替金壱両ニ付
増歩之拾両引替銀拾貫目ニ付増歩四貫
目宛ニ而渡候ニ付、此節ゟ随分精出し
金銀共ニ引替可申出事

巳二月

右之條々国々ニ而諸人ニ可被相触者也

元文二丁巳年七月廿二日

文字金銀被仰出候而古来之金銀通用之儀去辰
れ候以来引替不申も有之候ニ付古金銀引替候
ハ其文来午五月ゟハ割合を以相止其場所ニ而
減ニ而渡候ハ先年之通相対之通ニ而可被通
ニ而割合ニ付其之高分之通ニ付引替候
差支候ハ金高之分右之通引替所ニ而金
手前ニ而可取扱候ニ付通用之節ハ引替所ニ而
損ニ無之様可仕候ハ候

面々引替候ハ金銀江戸京大坂ニ而も引替候ニ
其思之者ハ手近成所ニ而引替候様ニ可
銀座之分急度可被仰付候間引替候停止
渡り候様可被得其意候

巳七月

右之通被仰出候間可相触候

同二丁巳年七月

ガラス使用

金銀吹替ニ付宗対馬守伺候趣　御下ヶ書付

一 金銀吹替ニ付朝鮮人参之儀并交易之儀元禄八亥年以前ハ慶長銀ニ而朝鮮江渡来[illegible]元禄銀吹替之節ニ此度別ニ去候段[illegible]元禄銀吹直候ハ御定二割七分之増を対馬守ゟ朝鮮江相渡遣候上之為納之何し新ニ不致申上人参代ニ遣ニ不来成済来ハ此方ゟ此度何角て差支無之[illegible]候難儀ハ向後元禄之格別差替ハ役ニ元ニ而此度対馬守損失之書付差出候ニ付遣ても難立候趣只今迄之人参代ハ五割増是ハ銀吹替し五割増ニて世上一統相知之事故五割増ニて相成候ハ[illegible]外之事と遣事難成調ニたとへハ世上ニ而難相成候増ニ公儀之日先達ニて文字銀ニて朝鮮王ゟ請取候て人参代銀を対馬守ゟ銀ニ而相渡候ニ付[illegible]四貫目